

# 宮城県鍼灸師会 定款

創立 平成26年4月1日

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、宮城県鍼灸師会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を仙台市に置く。

(目 的)

第3条 公益社団法人日本鍼灸師会へ会員登録することにより、日本鍼灸師会を支え鍼灸の発展業務を拡大、社会的身分の向上への推進運動に寄与する。

さらに、公益社団法人宮城県鍼灸師会の公益目的事業を支えていくものとする。

(供与資格)

第4条 本会会員は、次に掲げる事業内容について受けられるものとする

- (1) 日本鍼灸師会の行う事業への参加
- (2) 日本鍼灸師会総合賠償責任保険への加入
- (3) 鍼灸マッサージ師等国民年金基金への加入
- (4) 日本鍼灸師会保障プランへの加入

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 会 員

(会員資格及び種別)

第6条 本会は、本会の事業に賛同するはり師、きゅう師をもって構成する。

(入 会)

第7条 本会の会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 本会の会員になろうとするものは、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、その旨を書面をもって会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は、はり師若しくは、きゅう師の身分を失ったときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において出席会員の3分の2以上の議決によりこれを除名することができる。但し、会員を除名しようとするときは、あらかじめその会員に通知するとともに、当該会員の除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の秩序を乱したとき。

(3) 総会の議決事項に違反したとき。

(4) 本会の名誉を傷つけたとき。

(5) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) はり師またはきゅう師の資格を失ったとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。

(4) 正当な理由なくして会費を1年以上滞納したとき。

(5) 総会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員がその資格を喪失した時は、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることは出来ない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金等及び寄付金その他の拠出金品はこれを返還しない。

## 第3章 役員

(役員の種類及び選任)

第13条 この会の役員は、公益社団法人宮城県鍼灸師会（以下、公益社団という）の役員が兼務するものとする。

(役員職務と権限)

第14条 公益社団定款に準ずる。

## 第4章 会議

(種類)

第15条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

(権限)

第17条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 会費等の基準及び金額
- (3) 定款の変更
- (4) 理事会において総会に付議した事項
- (5) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (2) 総会で付議すべき事項。
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開 催)

第18条 総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する総会のほか、必要がある場合に臨時総会を開催する

(招 集)

第19条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。
- 5 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときに開催する。

(会議の議長・副議長)

第20条 総会の議長及び副議長は、その総会において出席した会員のうちから選任する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の定足数)

第21条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第22条 会議の議事は、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議における書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の規定により、書面又は電磁的方法により議決権を委任したものは、会議に出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第24条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 構成員の現在数
  - (3) 総会にあたってはその総会に出席した会員の数（書面又は電磁的議決権委任者を含む）、理事会にあたってはその理事会に出席した理事の氏名
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及び発言者の発言要旨
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 総会議事録には、議長及び出席した構成員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。
- 3 理事会議事録は、議長及び出席監事の記名押印しなければならない。

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第25条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金・会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第26条 資産は、会長が管理し、その管理の方法は理事会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第27条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第28条 本会の事業計画及び収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第29条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し承認を受けなければならない。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、総会において会員の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第31条 本会が解散する場合は、総会において会員の3分の2以上の同意をえなければならない。

## 第7章 雑 則

(委 任)

第32条 この定款の施行に関して必要な事項が生じた場合は、会長が理事会の議決を経て別に定めることができる。